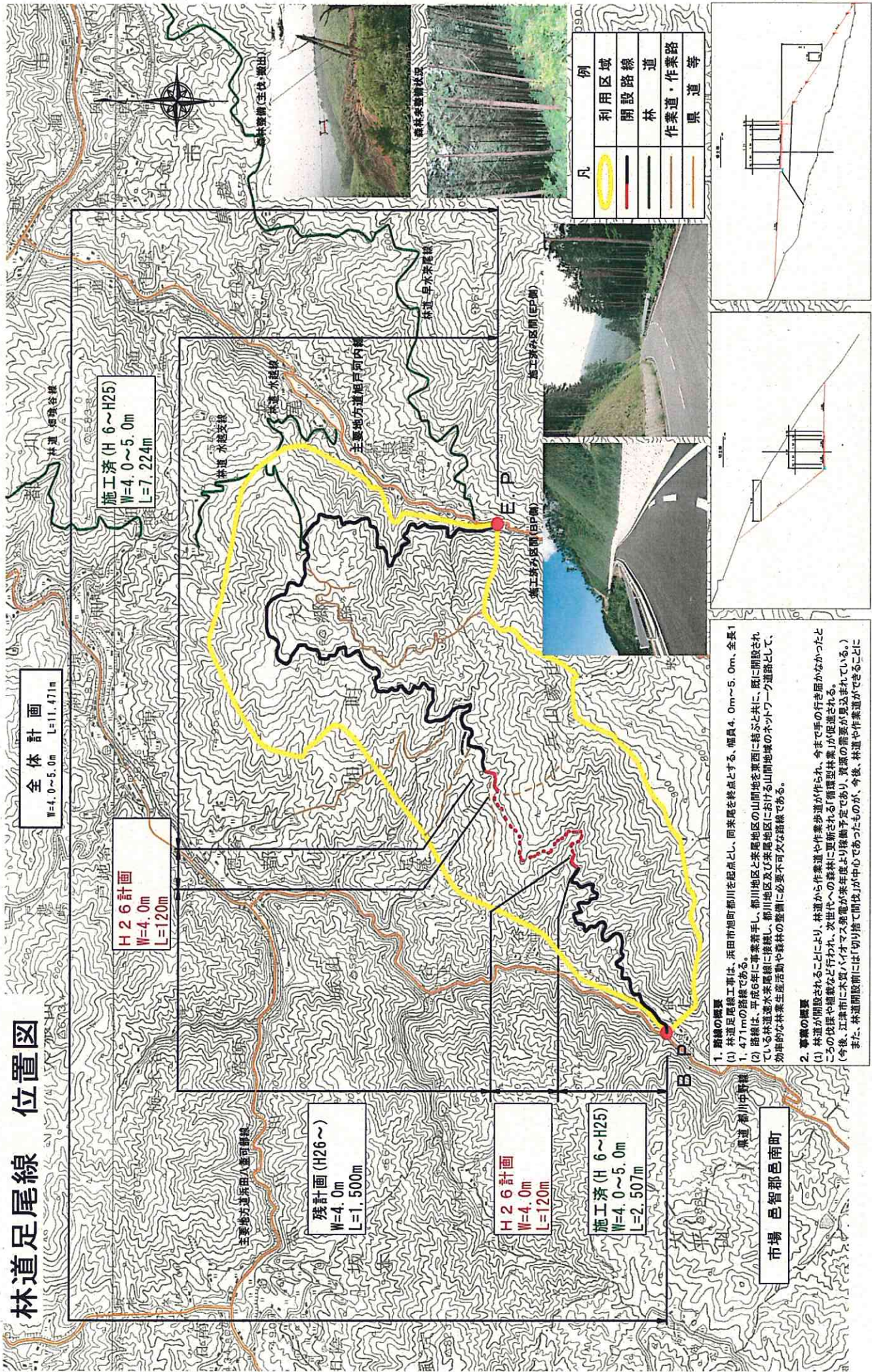


島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成26年5月

番号	事業概要・事業主体等 (事業概要) (事業主体の根拠)	事業の進捗状況 (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等 (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	事業効果 (費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	環境への配慮 事業を中止した場合の影響 (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	今後の市の方針案 (継続・中止)
7	<p>(事業名・地区) 県営林道開設事業 足尾線</p> <p>(事業位置) 浜田市旭町</p> <p>(事業費) 4,000,000千円</p> <p>(事業概要) 延長 L=11,471m 幅員 W=4.0~5.0m (事業主体の根拠) 森林法施行令第2条の2 島根県県営林道実施要綱第2条</p> <p>(再評価区分) 再評価実施後5年継続している継続中の事業</p> <p>(担当部課名) 農林水産部森林整備課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：平成6年度 工事着手年度：平成7年度 完了予定年度：平成35年度 経過年数：20年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 進捗率：82%</p> <p>事業完了：平成35年度</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 路網整備の遅れにより、利用区域内(802ha)の森林が手入れされない状況になったことから、効率的な森林施業・林業労働環境・生産性の向上等を図るために、幹線となる林道の必要性が高まり、地元住民からも強い要望があつて林道の整備事業を導入した。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 県内の人工林資源が成熟期を迎え、天然広葉樹資源も過熟化が進むなかで、循環型林業の形成に寄与するため、主伐を中心とする幅広い森林資源の利用が求められている。そのために、森林整備及び林産物搬出用の道路の確保が不可欠であり、林内路網の骨格路線として基幹林道の開設が求められている。当該路線についても、都川、来尾地区における山間地域のネットワーク道路として、循環型林業に不可欠な路線である。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 地元自治会、利用区域内の土地所有者が中心となり「林道足尾線推進協議会」が発足し、地権者との調整等積極的に取り組まれ、林産物の搬出、都川～来尾地区を結ぶ県及び市道が災害等により不通となった場合の避難経路として完成を熟望されている。</p>	<p>(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)</p> <p>b/c = 1.09</p> <p>(コスト削減・代替案等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小断面側溝の採用による単価及び掘削土量の低減。 ・現場発生の根株材をチップ化し、緑化吹付の基盤材に再利用。 ・補強土壁工の採用。 <p>(その他の効果) 特記事項なし。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 路線近傍には特筆すべき貴重種、生息地や群落はない。また、県産間伐材の使用や、根株等を種子吹付の基盤材に再利用するなどのリサイクル環境への影響を極力抑える。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 事業を中止した場合、林内における路網として、健全な森林の育成及び公益的生産の発揮、山村地域の活性化が阻害される。</p>	<p>(方針) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 森林の木材生産機能・公益的機能の向上を目的とした森林施業の円滑化のために事業継続が必要である。</p>

林道足尾線 位置図



1. 路線の概要

(1) 林道足尾線工事は、浜田市旭町都川を起点とし、同来尾を終点とする。幅員4.0m~5.0m、全長11.471mの路線である。

(2) 路線は、平成6年に事業着手し、都川地区と来尾地区の山間地を東西に結ぶと共に、既に開設されている林道水越尾線に接続し、都川地区及び来尾地区における山間地域のネットワーク道路として、効果的な林業生産活動や森林の整備に必要不可欠な路線である。

2. 事業の概要

(1) 林道が開通されることにより、林道から作業歩道や作業道が作られ、今まで手の行き届かなかったところの伐採や植栽など行われ、次世代への森林に更新される「循環型林業」が促進される。(今後、江津市に木質バイオマス発電が来年度より稼働予定であり、資源の需要が買込まれている。) また、林道開設前には「切り捨て間伐」が中心であったものが、今後、林道や作業道ができることに